

明治大学大学院理工学研究科情報科学専攻
設置の趣旨等を記載した書類

1 設置の趣旨及び必要性

【博士前期課程】

(1) 開講時期・校地校舎の位置

2017年4月 明治大学 生田キャンパス（神奈川県川崎市）にて開講

(2) 設置の背景及び趣旨

情報科学は、20世紀後半にできた新しい学問である。その後、爆発的に発展し、21世紀に入ってさらに重要性を増している。情報科学は、コンピュータサイエンスを中心とした学問領域であり、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、それらを支える基礎分野からなる。さらに、コンピュータを応用したサイバーセキュリティ、知能情報処理、ロボット、生体情報処理、ウェブシステム、学際的な領域も学問分野に含んでいる。これらの学問分野は、ますますその重要性が増すだけでなく広く応用されることは疑いが無い。

現在では、コンピュータ本体だけでなく、コンピュータを内蔵したシステムが身の回りに溢れている。また、ネットワーク社会を支えている技術も、コンピュータサイエンスである。このように、現在ではコンピュータがなくては、生活は成り立たず、産業界からも情報科学を専攻した人材の供給が熱望されている。これらのことより、情報科学の高度な専門技術や知識を習得した高度専門職業人を提供する場として理工学研究科内に設置する。

(3) 人材養成の目的

本前期課程は、情報科学の高度な専門技術や知識を習得した高度専門職業人を養成する。高度専門職業人を養成するために、研究活動を主体とした主要科目と授業をベースとした特修科目からなるカリキュラムにより、情報科学の学識を深めるとともに論理的な思考力、答えが知られていない問題を的確に解決する能力を醸成する。

修了者の進路は、IT産業、電気電子通信業、自動車・ロボットなどの製造業、金融・保険業などでの開発者などが期待される。本専攻の前身である基礎理工学専攻情報科学系の修了生は、様々な業界から求人があり就職していることから、社会のニーズに合致していると言える。

【博士後期課程】

(1) 開講時期・校地校舎の位置

2017年4月 明治大学 生田キャンパス（神奈川県川崎市）にて開講

(2) 設置の背景及び趣旨

情報科学は、20世紀後半にできた新しい学問である。その後、爆発的に発展し、21世紀に入ってさらに重要性を増している。情報科学は、コンピュータサイエンスを中心とした学問領域であり、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、それらを支える基礎分野からなる。これに、コンピュータを応用したサイバーセキュリティ、知能情報処理、

ロボット、生体情報処理、ウェブシステム、学際的な領域も学問分野に含んでいる。これらの学問分野は、ますますその重要性が増すだけでなく広く応用されることは疑いが無い。

現在では、コンピュータ本体だけでなく、コンピュータを内蔵したシステムが身の回りに溢れている。また、ネットワーク社会を支えている技術も、コンピュータサイエンスである。このように、現在ではコンピュータがなくては、生活は成り立たず、産業界からも情報科学を専攻した人材の供給が熱望されている。これらのことより、情報科学の高度な専門技術や知識を習得し、新しい知を開拓でき、その成果を世界に発信して世界的に活躍できる研究者が求められている。そのような研究者を養成するために博士前期課程に連続する高等教育を提供する新課程として理工学研究科内に本後期課程を設置する。

(3) 人材養成の目的

本博士後期課程では、情報科学の高度な専門技術や知識を習得し、新しい知を開拓でき、その成果を発信して世界的に活躍できる研究者を育成する。

研究者を養成するために、自らが研究課題を設定して行う研究活動を通して、独立して高度な研究を推進できる専門的能力を向上させる。

修了後の進路としては、大学院・大学や国立研究機関等のアカデミックな舞台で学問の進展に貢献する研究者を想定している。また、コンピュータを使う業界や分野に広く役立つ人材でもあるので、IT分野、電気電子分野、自動車・船舶・飛行機の製造や製造設備を作る機械分野、メディア産業、銀行など多岐にわたる企業の研究所などの研究者としての就職も期待される。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科名称、専攻の名称及び学位の名称について

研究科名称
理工学研究科 (Graduate School of Science and Technology)
専攻名称
情報科学専攻 (Computer Science Program)
学位名称
修士(工学), 修士(理学), 修士(学術) (Master of Engineering or Science or Arts)
博士(工学), 博士(理学), 博士(学術) (Doctor of Engineering or Science or Philosophy)

(2) 当該名称及び当該英訳名称とする理由について

情報科学は、自然の真理を探求する「理学」と、いかに人類の幸福に役立つ物やシステムを構築するかの「工学」との境界領域に学問の中心がある。そこで、研究分野が、「理学」寄りになるか「工学」寄りになるかで名称を選択する必要がある。また、情報科学は、学際領域への応用（領域横断型）が活発であり、この分野に立ち位置がある場合は「学術」の学位の選択となる。

学位の名称については、「工学」「理学」は国内外で広く浸透した名称であり、国際通用性を鑑みて、このような名称及び英訳名称とした。また「学術」は、本専攻において領域横断型のプログラムも展開していることを受けて、このような名称及び英訳名称を設定した。博士前期課程と博士後期課程で修士（学術）、博士（学術）とあるが、この英語名称がMaster of Arts, Doctor of Philosophyと同じ学術でも異なるのは、世界的にこのような名称が一般的であるのでこれを踏襲している。

学位名称に関しては、以下のプロセスで決定する。

【博士前期課程】

学位請求論文の予備登録時に、学生と指導教員との協議のもとに希望する学位を申請する。その後3か月程度期間をおいてから行われる論文審査会で学生の論文内容を指導教員だけでなく、同一研究分野を担当する教員も含めて審議した後、学位の種類が決定される。

【博士後期課程】

学位請求論文の取扱審議時に、学生と指導教員との協議のもとに希望する学位を申請する。その後3か月程度期間をおいてから行われる学位論文審査で学生の論文内容を指導教員だけでなく、同一研究分野を担当する教員も含めて審議した後、学位の種類が決定される。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

【博士前期課程】

(1) 教育課程編成の基本方針

情報科学専攻では、4つの研究分野を用意している。情報ハードウェア、情報ソフトウェア、広域情報科学、情報基礎である。これらは、情報科学を支える4つの大きな技術に対応している。すなわち、高性能で低消費電力なコンピュータや情報機器を作る「情報ハードウェア」の分野、高性能で間違いを含まないプログラムを効率よく作る「情報ソフトウェア」の分野、コンピュータなどの情報機器を境界領域に応用し、新しいシステムを創造する「広域情報科学」の分野、以上の3つを支える基礎的な理論を学び研究する「情報基礎」の分野である。

博士前期課程では、これらの4つの分野の中から自分が主として専門とする研究分野を選択する。そして、その分野の研究を進めることで、答えのない問題に対して答えを探し

出す能力を習得する。一方、自分の選んだ専門分野を学ぶだけでは、情報科学に関する多角的な視野を身につけることはできない。その結果、新しい発見を見逃すことや応用範囲が広い情報科学技術に対応できないなどの問題が生じる。そこで、自身の専門分野だけでなく広い知見を修得できるカリキュラムを敷き、科学技術を社会との関わりの中で捉えられる広い視野と、境界領域や新しい分野を開拓できる柔軟性を醸成する。

これらの教育プログラムは、「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—答申」に盛り込まれた専門的学問分野の体系的教育、および広い視野の醸成に則したものである。

(2) カリキュラムの概要

〔主要科目：必修科目〕

情報科学専攻では、4つの研究分野「情報ハードウェア」、「情報ソフトウェア」、「広域情報科学」、「情報基礎」を用意している。各学生の専門分野に合わせて、4つの主要科目からいずれか1つを専修科目として選択し、それに属する4科目を必修科目として履修する。例えば、情報ハードウェア分野を専門とする学生は、「情報ハードウェア研究1～4」を、1は1年次春学期、2は1年次秋学期、3は2年次春学期、4は2年次秋学期に履修する。これらの4科目は研究活動の進展に対応した内容をもつように配慮している。

〔特修科目：選択必修科目〕

特修科目は、各学生の研究内容や進度に応じて科目選択ができるように履修年次を設けずに科目を配置している。4つの主要科目の分野に則して科目を用意し、学生には専修科目と異なる他の3つの分野からも履修するよう指導している。これ以外に、情報科学特別講義A・B・C・Dで最先端の話題を提供する。さらに、科学論文英語特論などの理工学研究科の全専攻にまたがる共通総合科目を履修できるようにしている。

【博士後期課程】

(1) 教育課程編成の基本方針

情報科学は、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、コンピュータを応用した学問分野、さらに、それらを支える基礎分野からなる。そこで、これらの学問分野を専門とする指導教員の指導の下、学生は研究指導を受け、研究の進め方、研究を通じ高度な技術を習得し、また、研究論文の作成方法それらの成果を国際会議や論文誌などを通じて広く世界に発表する方法を学ぶ。これらにより、情報科学の高度な専門技術や知識を習得し、新しい知を開拓でき、その成果を世界に発信して世界的に活躍できる研究者を養成する。研究成果の公表を通して、海外や他の研究機関の研究者、高度な専門性を有した技術者との交流を奨励しており、「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向け

て一答申」の趣旨に則している。

(2) カリキュラムの概要

博士後期課程では、研究指導が中心となっており科目の設定がなされていない。しかしながら、指導教員と協議したうえで博士前期課程の特修科目、他研究科科目及び他大学院科目が履修できるようになっており、学生の専門分野の知識を深めるだけでなく、幅広い知識の修得ができる環境が整備されている。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

【博士前期課程】

(1) 教員数

本専攻においては、研究教育指導が可能な専任教員が中心となって授業を担当する。担当の専任教員数は13名（うち研究指導教員12名）とする。全専任教員が、博士学位を有する。

教員組織		内訳
専任教員	13名	教授10名，准教授1名，講師2名
(うち研究指導教員)	(12名)	(教授9名，准教授1名，講師2名)

(2) 教員配置

中心となる研究分野は、「情報ハードウェア分野」、「情報ソフトウェア分野」、「広域情報科学分野」、「情報基礎分野」で構成される。

(ア) 情報ハードウェア分野

コンピュータやコンピュータを内蔵した情報機器などのハードウェア分野を専門とする専任教員3名（うち研究指導教員3名）を配置する。いずれも、博士の学位と十分な研究業績をもつ候補者の中から、研究・教育能力を慎重に審査・検討して選任され、ハードウェア分野に関する科目編成における研究指導者として適任である。

専任教員と主たる研究テーマ(全教員が博士学位保有者)	
井口 幸洋	コンピュータの設計，再構成可能アーキテクチャ
笹尾 勤	論理設計，パターンマッチング用ハードウェア
堤 利幸	システムLSI，デバイスアーキテクチャ

(イ) 情報ソフトウェア分野

コンピュータの動作を記述するソフトウェア分野を専門とする専任教員1名（うち研究指導教員1名）を配置する。博士の学位と十分な研究業績をもつ候補者の中から、研究・教育能力を慎重に審査・検討して選任され、ソフトウェア分野に関する科目編成における研究指導者として適任である。

専任教員と主たる研究テーマ(全教員が博士学位保有者)	
石畑 清	プログラミング言語/方法論, アルゴリズム

(ウ) 広域情報科学分野

コンピュータをシステムや社会の様々な異なる分野に広く応用するための広域情報科学分野を専門とする専任教員5名（うち研究指導教員5名）を配置する。いずれも、博士の学位と十分な研究業績をもつ候補者の中から、研究・教育能力を慎重に審査・検討して選任され、広域情報科学分野に関する科目編成における研究指導者として適任である。

専任教員と主たる研究テーマ(全教員が博士学位保有者)	
林 陽一	人工知能・知能情報学, データマイニング
武野 純一	進化ロボティクス, 遠隔3Dシステム, 人工意識網
高木 友博	コンピューショナルインテリジェンス, 情報探査
齋藤 孝道	情報セキュリティ技術, ネットワーク技術
向井 秀夫	脳科学, ロボティクス

(エ) 情報基礎分野

情報基礎分野を専門とする専任教員3名（うち研究指導教員3名）を配置する。いずれも、博士の学位と十分な研究業績をもつ候補者の中から、研究・教育能力を慎重に審査・検討して選任され、情報基礎分野に関する科目編成における研究指導者として適任である。

専任教員と主たる研究テーマ(全教員が博士学位保有者)	
玉木 久夫	計算の理論, 組合せアルゴリズム, 計算幾何
飯塚 秀明	数理最適化アルゴリズム
宮本 龍介	画像認識, 画像処理, リアルタイムシステム

(3) 専任教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は、設置完成年度において40歳代4名、50歳代2名、60歳代6名であり、定年は70歳となっている。国内外の動向に的確な情報を有し、かつ設置趣旨にかなう十分な教育研究を行うことができる実績を考慮して専任教員を配置した結果であるが、今後は、設置趣旨の継承にかなうよう専任教員の年齢構成を十分に考慮して、順

次適切な後継者を任用し、さらなる研究の活性化と教育の充実を図る。

【博士後期課程】

(1) 教員数

本専攻においては、研究教育指導が可能な専任教員が中心となって授業を担当する。担当の専任教員数は9名（うち研究指導教員9名）とする。全専任教員が、博士学位を有する。

教員組織		内訳
専任教員	9名	教授9名
(うち研究指導教員)	(9名)	(教授9名)

(2) 教員配置

中心となる研究分野は、「情報ハードウェア分野」、「情報ソフトウェア分野」、「広域情報科学分野」、「情報基礎分野」で構成される。

(ア) 情報ハードウェア分野

コンピュータやコンピュータを内蔵した情報機器などのハードウェア分野を専門とする専任教員3名（うち研究指導教員3名）を配置する。いずれも、博士の学位と十分な研究業績をもつ候補者の中から、研究・教育能力を慎重に審査・検討して選任され、ハードウェア分野に関する科目編成における研究指導者として適任である。

専任教員と主たる研究テーマ(全教員が博士学位保有者)	
井口 幸洋	コンピュータの設計, 再構成可能アーキテクチャ
笹尾 勤	論理設計, パターンマッチング用ハードウェア
堤 利幸	システム LSI, デバイスアーキテクチャ

(イ) 情報ソフトウェア分野

コンピュータの動作を記述するソフトウェア分野を専門とする専任教員1名（うち研究指導教員1名）を配置する。博士の学位と十分な研究業績をもつ候補者の中から、研究・教育能力を慎重に審査・検討して選任され、ソフトウェア分野に関する科目編成における研究指導者として適任である。

専任教員と主たる研究テーマ(全教員が博士学位保有者)	
石畑 清	プログラミング言語/方法論, アルゴリズム

(ウ) 広域情報科学分野

コンピュータをシステムや社会の様々な異なる分野に広く応用するための広域情報科学分野を専門とする専任教員4名（うち研究指導教員4名）を配置する。いずれも、博士の学位と十分な研究業績をもつ候補者の中から、研究・教育能力を慎重に審査・

検討して選任され、広域情報科学分野に関する科目編成における研究指導者として適任である。

専任教員と主たる研究テーマ(全教員が博士学位保有者)	
林 陽一	人工知能・知能情報学, データマイニング
武野 純一	進化ロボティクス, 遠隔3Dシステム, 人工意識網
高木 友博	コンピューショナルインテリジェンス, 情報探査
齋藤 孝道	情報セキュリティ技術, ネットワーク技術

(エ) 情報基礎分野

情報基礎分野を専門とする専任教員1名(うち研究指導教員1名)を配置する。博士の学位と十分な研究業績をもつ候補者の中から、研究・教育能力を慎重に審査・検討して選任され、情報基礎分野に関する科目編成における研究指導者として適任である。

専任教員と主たる研究テーマ(全教員が博士学位保有者)	
玉木 久夫	計算の理論, 組合せアルゴリズム, 計算幾何

(3) 専任教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は、設置完成年度において40歳代1名、50歳代1名、60歳代6名であり、70歳が1名である。定年は70歳となっている。国内外の動向に的確な情報を有し、かつ設置趣旨にかなう十分な教育研究を行うことができる実績を考慮して専任教員を配置した結果であるが、今後は、設置趣旨の継承にかなうよう専任教員の年齢構成を十分に考慮して、順次適切な後継者を任用し、さらなる研究の活性化と教育の充実を図る。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

博士前期課程の修了要件は、主要科目12単位とそれ以外の科目18単位の合計30単位である。主要科目は、所属する研究室の教員の指導の下で、専門の研究を行う。そして、修士論文を完成させて、修士の学位を取得する。主要科目以外の科目の主なものは特修科目で、各教員がそれぞれの専門の先端的な講義を行う。主要科目はすべて必修、それ以外の科目はすべて選択必修である。博士後期課程には単位数などの修了要件は設定されていない。博士論文を完成させて、博士の学位を取得する。修了までの具体的なプロセスについては以下に示す。

【博士前期課程】

〔1年次〕

① 指導教員の決定

入学時点で、自らが専攻しようとする研究テーマ、あるいは研究領域に応じて、指導教員を決定する。

② 履修計画書の提出

学年初めの所定の時期までに、博士前期課程における研究目標などを踏まえたうえでの修了までの履修計画をまとめた「履修計画書」を指導教員に提出する。

③ 研究論文の指導

論文作成に関する指導を受けながら、既往研究に関する文献調査等を行い、研究報告会において討論を深めつつ研究テーマの絞込みを行う。12月には、専攻全体に公開される中間発表会を行い、研究の方向性に関するチェックポイントとする。

〔2年次〕

① 研究論文審査の準備

1年次の総括を踏まえ、必要に応じて研究計画の見直し・修正を行う。継続して研究テーマの報告会を実施し、学位論文の提出に向けて研究の進捗状況を確認するとともに研究内容に対するフィードバックを行う。また、研究成果が得られた場合には、学会発表や論文投稿等を行う中で内容の深化を図る。

② 学位請求論文の提出

学位請求論文提出資格を承認された学生は、2年次の所定の時期までに学位請求論文を大学に提出するものとする。

【博士後期課程】

〔1年次〕

① 指導教員の決定

入学時点で、自らが専攻しようとする研究テーマ、あるいは研究領域に応じて、指導教員を決定する。

② 研究計画書の提出

学年初めの所定の時期までに、1年次の履修計画書及び博士後期課程における研究目標などをまとめた「研究計画書」を指導教員に提出する。また、この時点で、既に優れた研究成果が得られている場合、学会誌投稿・学会発表等を積極的に促す。

③ 研究論文指導

修士論文の内容を吟味しつつ、研究の独創性、学術的意義を確認し、具体的な研究テーマを決定する。

[2年次]

① 研究論文審査の準備

1年次の総括を踏まえ、必要に応じて研究計画の見直し・修正を行う。継続して研究テーマの報告会を実施し、学位論文の提出に向けて研究の進捗状況を確認するとともに研究内容に対するフィードバックを行う。また、研究成果が得られた場合には、学会発表や論文投稿等を行う中で内容の深化を図る。

[3年次]

① 研究論文審査の準備

2年次の総括を踏まえ、必要に応じて研究計画の見直し・修正を行う。継続して研究テーマの報告会を実施し、研究論文の提出に向けて研究の進捗状況を確認するとともに研究内容に対するフィードバックを行う。また、研究成果が得られた場合には、学会発表や論文投稿等を行う中で内容の深化を図る。

② 学位請求論文の提出

学位請求論文提出資格を承認された学生は、3年次の所定の時期までに学位請求論文を大学に提出するものとする。

資料1 修了までのスケジュール(博士前期課程)

資料2 修了までのスケジュール(博士後期課程)

(2) 修了要件

【博士前期課程】

① 修業年限：2年

② 修了要件

- 1 30単位以上を修得しなければならない。主要科目の中から専修科目（出願時選定科目）を選定し、その12単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目以外の科目から18単位以上を修得しなければならない。
- 3 原則として第1年次に18単位以上を履修すること。
- 4 担当指導教員から、その「研究指導」を受けたうえ、学位請求論文を作成し提出しなければならない。
- 5 指導教員が研究指導上必要と認めた場合には、他研究科設置科目及び別表1の2に規定する研究科間共通科目を履修することができる。
- 6 指導教員が研究・教育上有益かつ理工学部在籍する学生の教育に支障が無いと認めるときに、大学院の科目理工学研究科共通基礎科目A, B, C, D, Eとして最大10単位まで履修することができる。ただし、修了要件には含まれない。

【博士後期課程】

①修業年限：3年

②修了要件

- 1 本研究科の博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、2年又は1年で修了することができる。
- 2 研究指導担当者の中から指導教員（出願時の選定と同一）を選定し、指導教員による「研究指導」を受けなければならない。
- 3 「研究指導」の他、授業科目の中から指導教員が必要と認める科目を履修することができる。

資料3 履修モデル（博士前期課程）

資料4 履修モデル（博士後期課程）

(3) 学位論文審査体制及び研究の倫理審査体制について

(ア) 学位論文に係る評価

【博士前期課程】

修士学位を請求しようとする大学院学生は、指導教員の指導を受け、予備登録を行う。予備登録を受けて、専攻会議を開き主査および副査2名の論文審査委員を選抜し、面接試問の日時を決定する。論文審査委員は学位請求論文を査読し、面接試問に臨む。その後、論文審査委員が厳格に論文を評価する。審査委員会で論文審査委員の評価結果を集計し、論文審査報告書を作成する。さらに、本論文審査報告書を合同教授会で審議して、学位請求論文の可否を決定する。

なお、合格した学位論文は、本学図書館で一般公開される。

【博士後期課程】

博士学位を請求しようとする大学院学生は、指導教員の指導を受け、学位請求書を提出する。学位請求を受けて専攻会議を開き指導教員及び審査論文に関連ある科目の2名以上の教員を審査委員として選抜し、総務委員会に付議する。総務委員会では、専攻主任より学位請求者、論文提出要件及び論文説明会日程の提案を受け、審議する。これが承認された場合には、論文説明会を公示し、大学院学生は、審査委員同席で論文説明を行う。

専攻主任は、総務委員会で論文説明会についての報告をし、論文の受理審議を提案する。研究科委員会で審議の後に受理の可否を決する。

論文審査委員は学位請求論文を査読し、面接試問及び最終試験を実施し、厳格に内容を審査した上で審査報告書を作成し、結果を「研究科委員会」に提案する。「研究科委員会」では投票によって学位請求論文の可否を決定する。

なお、合格した学位論文は、内容の要旨及び審査結果の要旨と共に本学図書館・国会図書館にて一般公開され、インターネットでも公表される。

(イ) 倫理審査体制について

「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」に基づき、研究に対する倫理審査を行う。また、研究不正の未然防止を目的とした大学院生への CITI ジャパンの受講や研究指導教員による研究倫理指導などの研究倫理教育にも努めている。

資料5 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程

6 施設・設備等の整備計画

(1) 校舎等施設の整備計画

情報科学専攻においては生田キャンパス(敷地面積 173,831.8 m², 延べ床面積 121,057.27 m²)で教育・研究が実施される。変化の激しい科学技術を支える多くの最新機器, それらを配置する十分な空間, 学生の休息や学生間・学生と教員間の交流が可能な空間, 議論・討論が日常的に行える教室・会議室, 国際化に寄与する宿舎など, 余裕のある空間が望まれる。安全・環境に配慮したうえでこれまで限られた空間をより有効に活用することを目的に施設・設備が整備されている。

大学院向けの講義室は, 生田キャンパス第二校舎と中央校舎を農学部・理工学部・農学研究科・理工学研究科他専攻と共有しており, 講義として使用していない教室は学生に自習室や演習室として開放している。また, 国際交流ラウンジを設置し留学生のための環境整備もなされている。

研究実験室は, 博士前期課程・博士後期課程が共同で使用している。専任教員(助教は除く)には独立した研究実験室が確保されており, 研究機器も研究室ごとに設置することで円滑な研究活動が行われる。

(2) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本大学では, 教育研究を展開するキャンパス全てに図書館を配置している。2016年申請時点の大学全体の蔵書数は図書約255万冊(和書166万7千冊, 洋書89万冊), 雑誌約3万7千種類(和書2万4千種類, 洋書1万3千種類)となっている。なお, 今後毎年度図書の受け入れを予定している。

また電子ジャーナルや電子ブック, データベースについても学生及び教職員が自由に使える環境を整備している。2007年度には電子資料のバックファイルを導入するなど一定の基盤整備を行った。今後は新着雑誌の電子化をより一層推進していくとともに, 図書館システム全般の電子化対応をすすめる。従来の紙媒体による蔵書構築とあわせて教育・研究環境を整備する。各校舎の図書館については次のとおりである。

- ① 駿河台キャンパス(中央図書館, ローライブラリー, 米沢嘉博記念図書館, 保存書庫)
面積12,485 m², 座席数1,278 席, 休日の開館を実施している。
- ② 和泉キャンパス(和泉図書館)

面積8,853 m², 座席数1,211 席, 休日の開館を実施している。人文科学系及び社会科学系の図書を所蔵しており, 従来の図書館機能に加え, ホールやサロン・交流ラウンジなど, 新たなラーニングコモンズエリアを設置している。

③ 生田キャンパス (生田図書館)

面積4,940 m², 座席数719 席, 休日の開館を実施している。主として自然科学系の図書を所蔵している。

④ 中野キャンパス (中野図書館)

面積857.86 m², 座席数172 席, 休日の開館を実施している。国際日本学及び総合数理学に特化した人文科学系, 社会科学系及び自然科学系の図書を所蔵している。

従来の図書館機能に加え, 情報リテラシーエリアなどを設置している。

本専攻の学生は, 主として生田図書館を利用することとなるが, 各キャンパスの図書は取り寄せて利用することができる。目録情報のデータベース化により全蔵書がOPAC (蔵書検索システム) を通じて検索可能であり, 自宅のパソコンや携帯電話からも利用できる。また山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムへの参加により, 全学生が青山学院大学をはじめとする7大学の図書館を利用できる。その他にも, 国立情報学研究所情報資料センター, 杉並区図書館ネットワークへの加盟 (和泉図書館) や, 神奈川県内大学図書館相互協力協議会への加盟 (生田図書館) 等, 地域との連携も促進している。

7 基礎となる学部 (修士課程) との関係

本専攻は, 理工学部情報科学科に続く教育課程として, 理工学研究科内に設置される。

博士前期課程では, 理工学部情報科学科の科目群を基礎にしつつ, 設置理念に即してより高度な研究・教育が可能になるよう, 担当教員と科目群を「情報ハードウェア」, 「情報ソフトウェア」, 「広域情報科学」, 「情報基礎」の4つの領域に編成している。

博士後期課程は, 博士前期課程で学んだ情報科学の学識や論理的思考力を活かして先行研究を精査し, 新たな研究課題を提案する力を養うとともに, 独立して高度な研究を推進できる研究者となるよう専門的能力を向上させる。

資料6 基礎となる学部 (博士前期課程) との関係図

8 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入方針

【博士前期課程】

理工学研究科では, 自然の法則と数理の仕組みを理解し, そこから創出される科学技術によって人類の継続的な発展と幸福に貢献する, 人間性豊かな高度専門職業人と研究者の養成を目的としています。

自然科学や人文・社会分野における基礎的な教養を身につけた, 論理的な思考力と強い探究心をもって理工学の発展に寄与することを希望する意欲ある学生を受け入れます。

なお、入学者の修得しておくべき知識等の内容と水準を以下の通りとします。

- 入学を希望する専攻の学問体系を習得するための基礎学力を備えていること。
- 研究活動に必要なコミュニケーション能力および語学力を身につけていること。

【博士後期課程】

理工学研究科では、自然の法則と数理の仕組みを理解し、そこから創出される科学技術によって人類の継続的な発展と幸福に貢献する、自立した研究者と高度専門職業人の養成を目的としています。

この目的を踏まえ、専門分野の研究活動を深化させる強い探究心を備え、自ら課題を発見し、それを積極的に解決していく意欲に溢れる学生を受け入れます。

なお、入学者の修得しておくべき知識等の内容と水準を以下の通りとします。

- 博士前期課程の教育・研究を通して、専門分野において研究を遂行できる十分な学力を身につけており、論理的に思考する能力をもっていること。
- 国際会議やシンポジウム等において、研究活動の成果を発表するだけでなく、国内外の研究者と議論のできる語学力とコミュニケーション能力を身につけていること。

(2) 入試形態及び選抜方法

【博士前期課程】

「一般入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）」「社会人特別入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）」「外国人留学生入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）」「飛び入学試験」「学内選考試験」を行っている。Ⅰ期とⅡ期に分けて実施している入試形態は、基礎及び専門科目、語学科目の学力試験と面接試験により選抜を行う。学内選考試験は、学部時の成績優秀者を対象としており面接試験により選抜を行う。語学科目の学力試験は、筆記試験ではなく公的な外部試験により判断する。また、外国人留学生入試における筆記試験は、日本語による試験問題と英語による試験問題を選択することができる。

なお、ここでいう社会人とは有職者を在職のまま受け入れることをいう。

【博士後期課程】

「一般入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）」「社会人特別入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）」「外国人留学生入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）」を行っている。これらの入学試験は語学科目の学力試験と面接試験により選抜を行う。語学科目の学力試験は、筆記試験ではなく公的な外部試験により判断する。

なお、ここでいう社会人とは有職者を在職のまま受け入れることをいう。

(3) 正規の学生以外の受入

科目等履修生、聴講生、研究生の受け入れに関しては、明治大学大学院学則及び関連各規程等に準ずる。

9 管理運営

(1) 研究科委員会

理工学研究科では、月に1～2回を目安に、学部及び研究科の構想、計画及び意思決定の一体化並びに学部と研究科の一貫教育の促進を目的として、理工学研究科委員会を理工学部教授会と合同開催し、必要な教学関係・人事関係事項等を審議する。

理工学部・理工学研究科合同教授会（以下「合同教授会」という）は、理工学部に関する事項のほか、理工学研究科に関する次の事項を審議決定する。ただし、合同教授会において審議することが不適切と判断される等の特別な理由がある場合は、理工学研究科委員会を開催し、審議する。

- ① 研究、教育及び指導に関する事項
- ② 教員の人事に関する事項
- ③ 授業科目の編成及び指導に関する事項
- ④ 試験に関する事項
- ⑤ 学位論文の審査に関する事項
- ⑥ 学生の入学、留学、休学、復学、退学、再入学及び修了等に関する事項
- ⑦ 学生の育英・奨学及び賞罰に関する事項
- ⑧ その他当該研究科に関する事項

(2) 組織

合同教授会は次に掲げる教員をもって組織する。

- ① 理工学部にも所属する専任教授をもって組織する。ただし、教授会の決議に基づき、大学がこれを委嘱した場合には、専任准教授及び専任講師を教授会員とすることができる。
- ② 理工学研究科の授業及び研究指導を担当する専任教員をもって組織する。ただし、研究科長が特に必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、理工学研究科の授業のみを担当する専任教員を委員とすることができる。

(3) 専門委員会について

合同教授会から諮問された、及び委任された事項その他を審議するため、合同教授会の下に、次に掲げる常置の専門委員会を置く。

(運営に関する委員会)

①総務委員会

学部及び研究科の教育・研究、教員人事、企画・運営その他に関する事項及び合同教授会委任事項並びに合同教授会への上程、他の専門委員会への審議付託、学科会議等への諮問等、審議案件の取扱いについて協議し、及び審議する。

②教学委員会

学部及び研究科のカリキュラム、ガイダンス、定期試験その他の教務事項及び学生の育英、奨学その他の学務事項並びに合同教授会委任事項について協議し、及び審議する。

③入試委員会

学部及び研究科の入学試験の実施，運営その他必要な事項並びに合同教授会委任事項について協議し，及び審議する。

また，入試委員会には，学部及び研究科の入試ごとに分離して委員会を開催するため，分科会を置く。この場合において，各学科及び各専攻（系）から，各々の分科会に推薦する委員には，同一の者を充てることを原則とする。

④研究委員会

外部環境を考慮しつつ戦略的研究方針の立案，計画，研究環境の整備及び研究活動の促進に関する事項，大型・中型機器の導入計画並びに合同教授会委任事項について協議し，及び審議する。

⑤広報・渉外委員会

受験生，校友，企業及び社会に寄与する各種事業の立案，計画，実施及び広報渉外活動に関する事項並びに合同教授会委任事項について協議し，及び審議する。

（点検・評価に関する委員会）

⑥自己点検・評価委員会（苦情処理委員会）

大学の設置する自己点検・評価委員会との整合性及び協力を保ち，学部及び研究科の自己点検・評価項目についての点検及び評価，教員個人の権利及び名誉の保証，各種要望，苦情等について協議し，及び審議する。また，各々の学科等が必要に応じて設置する自己点検・評価に関する委員会を統括する。

⑦第三者評価委員会

学部及び研究科の運営，教育・研究，教員活動業績その他の評価項目について，自己点検・評価委員会の作成する報告書及び実地調査に基づいて監査し，及び評価する。

（４）事務組織

研究科の運営に関する事務は，教務事務部理工学部事務室が行う。

（５）管理運営の方法について

合同教授会を開催するに当たっては，学則，大学院学則等の校規を順守し，それらの定める範囲において運営を図っている。

10 自己点検・評価

（１）実施方法，実施体制

明治大学は，教育・研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的として，以下の委員会を組織し，教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行っている。

①明治大学自己点検・評価全学委員会

学長の下に置かれ，自己点検・評価の基本的事項及び基本計画を審議・決定し，総合的な自己点検・評価を行う。学部等委員会から提出された報告書に基づき，総合的な自己点検・評価報告書を作成し，評価委員会に提出する。

②学部等自己点検・評価委員会

各学部、大学院研究科及び附属機関並びに点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門にそれぞれ置かれ、全学委員会における審議・決定に基づき、当該部門の自己点検・評価を主体的かつ具体的に実施する。自己点検・評価の結果に基づき、当該部門の自己点検・評価報告書を作成し、全学委員会に提出する。

③評価委員会

全学委員会から提出された自己点検・評価報告書の評価を行い、その評価結果を全学委員会に報告する。学識経験者を含む委員をもって組織する。

(2) 結果の活用・公表

自己点検・評価を実施した結果の活用について、明治大学自己点検・評価規程第17条において、「理事長及び学長は、(中略)速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。」と定め、法人及び大学の各部門において改善策を策定・実行するとともに、各部門等においても具体的な改善策を策定し、次年度の教育研究計画に反映させる。このことにより、各学部及び研究科等においては、自己点検・評価を単なる点検・評価に終わらせることなく、授業方法やカリキュラムの改善につなげている。また、自己点検・評価の結果をホームページで公表し、広く学内外から結果に対する意見を聴く体制をとっている。

1.1 情報の公表

教育研究活動等の状況に関する情報

明治大学では、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、教育研究活動等に関する以下の項目をホームページ等で公開している。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/purpose/>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/organization/>

ウ 教員組織、教員の数並びに専任教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/teacher/>

エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/student/>

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/class/>

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/degree/>

- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/facilities/>
<http://www.meiji.ac.jp/nakano/campus/> (中野キャンパス)
- ク 授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/expenses/>
- ケ 大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/support/>
- コ その他 (設置認可申請書, 設置届出書, 設置計画履行状況等報告書)
<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/secchi/indes.html>
(自己点検・評価報告書, 認証評価の結果)
<http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/>

12 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

全学的な教育支援体制に係る諸施設の立案及びその推進を通じて, 組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を行うことにより効果的な教育活動の実践を支援・促進することを目的として明治大学教育開発・支援センターを設置している。学生による授業改善アンケートの実施, 新任教員に対する研修会の実施, 講演会やシンポジウムを実施している。これらの教員研修 (FD) 活動により, 自己啓発の意欲を高め, 本学の教育理念を理解し, 専任教員としての自覚を促している。

本研究科では, 教育・学生指導等に関わる資質向上を図ることを目的とし, 教員資質開発 (FD) 委員会を設置している。同委員会では, 学生指導上の課題・問題やそれらの解決策に関する意見交換, 関連講義間の内容の調整はもとより, 毎年の自己点検を受けて浮き彫りとなる課題改善を目的としたFD講演会・勉強会を実施し, 常に高度かつ高品質な教育の提供を図っている。また, 教育の活性化や質の高い特色ある授業等の展開のために特に優秀な教員へ教育貢献賞を授与し, 教員の意識向上に役立てている。

以上

修了までのスケジュール(博士前期課程)

	学生	教員
1 年 目	4月 受講科目選定・登録 履修計画書の提出 ～3月 受講及び単位修得 研究活動 修士論文の構想	4月 履修計画指導 ～3月 指導担当教員による研究指導
2 年 目	4月～ 研究計画の見直し・修正 12月 修士論文題目登録 2月 修士論文提出 2月 修士論文面接諮問 3月 修士学位授与	4月 指導担当教員による研究指導 2月 修士論文受理 2月 修士論文審査

修了までのスケジュール(博士後期課程)

	学生	教員
1 年 目	4月 研究計画書の提出 ～3月 研究計画書の到達状況確認 博士論文の構想の確定 学会発表・論文投稿等の準備	4月 研究計画に基づく面談・指導 ～3月 指導担当教員による研究指導
2 年 目	4月～ 研究計画の見直し・修正 ～3月 研究計画書の到達状況確認 博士論文の作成指導 学会発表・論文投稿等の準備	4月 研究計画に基づく面談・指導 ～3月 指導担当教員による研究指導
3 年 目	4月～ 受講科目選定・登録 受講及び単位修得 研究活動 12月 博士論文題目登録 1月 博士論文提出 2月 博士論文面接諮問 3月 博士学位授与	4月 指導担当教員による研究指導 2月 博士論文受理 2月 博士論文審査

理工学研究科 情報科学専攻 博士前期課程履修モデル

(資料3)

(養成する人材像)

		1年目(春学期)		1年目(秋学期)		2年目(春学期)		2年目(秋学期)		合計
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
(パターン1)										
必修科目		情報基礎研究1	2	情報基礎研究2	2	情報基礎研究3	4	情報基礎研究4	4	12
選択必修科目		アルゴリズム特論	2	計算の理論	2					18
		組み合わせ最適化特論	2	プログラム言語特論	2					
		脳型情報処理特論	2	ソフトウェア科学特論	2					
		情報論理数学特論	2	機械学習特論	2					
		情報科学特別講義C	2							
合計										30
(パターン2)										
必修科目		情報ハードウェア研究1	2	情報ハードウェア研究2	2	情報ハードウェア研究3	4	情報ハードウェア研究4	4	12
選択必修科目		設計自動化特論	2	画像処理特論	2					18
		計算エレクトロニクス特論	2	計算の理論	2					
		コンピュータアーキテクチャ特論	2	システムプログラム特論	2					
		情報システム特論	2	組込みシステム特論	2					
		分散システム特論	2							
合計										30
(パターン3)										
必修科目		情報ソフトウェア研究1	2	情報ソフトウェア研究2	2	情報ソフトウェア研究3	4	情報ソフトウェア研究4	4	12
選択必修科目		アルゴリズム特論	2	計算の理論	2					18
		情報科学特別講義A	2	ソフトウェア基礎特論	2					
		情報システム特論	2	ソフトウェア工学特論	2					
		分散システム特論	2	プログラム言語特論	2					
				組込みシステム特論	2					
合計										30
(パターン4)										
必修科目		広域情報科学研究1	2	広域情報科学研究2	2	広域情報科学研究3	4	広域情報科学研究4	4	12
選択必修科目		情報システム特論	2	画像処理特論	2					18
		知能ロボットシステム特論	2	組込みシステム特論	2					
		情報セキュリティ特論	2	システム設計特論	2					
		生体情報処理特論	2	システムプログラム特論	2					
		情報科学特別講義D	2							
合計										30

情報科学の高度な
専門技術や知識を
習得した高度専門
職業人

理工学研究科 情報科学専攻 博士後期課程履修モデル

(資料4)

1年目	2年目	3年目
研究指導	研究指導	研究指導
<ul style="list-style-type: none">・自身の研究テーマに則した講義科目・他研究科開設科目・他大学院開設科目		

(養成する人材像)

情報科学の高度な専門技術や知識を習得し、新しい知を開拓でき、その成果を世界に発信して世界的に活躍できる研究者。

研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程

2007年11月7日制定

2007年度規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の不正行為に関し、学内外からの通報及び告発（以下「通報等」という。）に対する適切な取扱いを定めることにより、不正行為の早期発見及びその是正を図り、もって本大学における円滑な研究活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「研究活動の不正行為」とは、次に掲げる行為及び当該行為に協力することをいう。

- (1) 研究費の不正使用 架空の取引、虚偽の申請、私的及び目的外の利用、業者及び個人との癒着による発注・委託等並びに研究費配分機関が定める規定等の違反により研究費を支出する行為
- (2) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (3) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究結果等を真正ではないものに加工する行為
- (4) 盗用 他の研究者のアイデア、試料、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用する行為
- (5) その他不適切な行為 研究活動又はその成果発表の過程における不適切なオーサiership、二重投稿等の研究倫理に反する行為等、前各号に規定する行為に類する行為

(受付・相談窓口)

第3条 通報等の受付窓口を理事長が指名する弁護士（以下「弁護士」という。）とし、通報等にかかわる相談窓口を研究推進部に設置する。

- 2 通報等があった場合、弁護士は、学長が指名する研究担当の副学長（以下「担当副学長」という。）に対し、通報等の内容を速やかに連絡する。

(通報等の取扱い)

第4条 通報等は、電話、文書、ファクシミリ、電子メール又は面談等の方法によるものとする。

- 2 通報等があった場合、担当副学長は、次に掲げる事項を確認するものとする

る。

- (1) 受付窓口に通報等を行った者（以下「通報者」という。）の氏名，所属（職業）及び連絡先
- (2) 研究活動の不正行為を行ったとする研究者の氏名又は団体，グループ等の名称（以下「被通報者」という。）
- (3) 研究活動の不正行為の具体的な内容及び当該行為を不正とする合理的理由等

3 前項に規定する事項について担当副学長が確認できない通報等は，原則として受理しないものとする。ただし，担当副学長が匿名で通報等を行うことに妥当性があると認めた場合は，この限りでない。

4 担当副学長は，通報等を受理した場合には，速やかに学長に報告しなければならない。

5 担当副学長は，第3項において，通報等を受理しないことを決定した場合は，その旨，理由を付して通報者に通知する。

（悪意に基づく通報等の防止）

第5条 通報等があった場合，担当副学長は，悪意に基づく虚偽の通報等を防止するため，通報者に対し，次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事項を確認できない通報等については受理しないこと。
- (2) 通報者に対し，調査協力を求める場合があること。
- (3) 調査の結果，悪意に基づく虚偽の通報等であると認められた場合には，通報者の氏名の公表，懲戒処分，刑事告発等を行うことがあること。

（予備調査）

第6条 学長は，第4条第4項の規定による報告を受けたときは，次に掲げる事項について速やかに予備調査を実施するものとする。

- (1) 研究活動の不正行為が行われた可能性
- (2) 通報等の内容の妥当性
- (3) 本調査の実施の必要性
- (4) その他必要と認める事項

2 学長は，原則として被通報者の所属長又は被通報者の所属機関の長を，前項の規定による予備調査の実施にかかわる責任者（以下「予備調査責任者」という。）として指名する。

3 前項の場合において，被通報者が本大学の学籍を有する場合（以下「在学生」という。）は，学長は，被通報者が在籍する学部，大学院，法科大学院又は専門職大学院各研究科の長を，予備調査責任者として指名する。

- 4 予備調査責任者は、予備調査の実施に当たって、通報者、被通報者その他関係者（以下「通報者等」という。）に対し、協力を求めることができる。
- 5 前項の規定により協力を求められた通報者等は、予備調査の実施に当たって、積極的かつ誠実に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。
- 6 予備調査責任者は、予備調査の開始日から、原則として30日以内に当該調査結果を学長に報告しなければならない。

（予備調査後の措置）

第7条 学長は、前条第6項の規定による予備調査の結果等に基づき、速やかに当該通報等について本調査を実施するか否かを決定する。

- 2 学長は、前項の規定により、本調査の実施を決定したときは、速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、予備調査責任者及び理事会に報告しなければならない。
- 3 学長は、第1項の規定により、本調査を実施しないことを決定したときは、理由を付して通報者及び被通報者（被通報者については前条第4項の規定により調査協力を求めた場合に限る。）に通知しなければならない。
- 4 学長は、予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づく虚偽の通報等であると判断したときは、その内容について当該通報者のほか、通報者の所属長又は通報者の所属機関の長に通知するとともに、当該通報者に対し、必要な措置を講じるものとする。
- 5 学長は、第3項又は前項の規定により通知を受けた通報者から、当該調査結果について不服の申立てがあったときは、必要に応じて、予備調査責任者に再調査を求めることができる。

（調査委員会）

第8条 学長は、前条第1項の規定により本調査の実施を決定したときは、速やかに研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する副学長 1名
 - (2) 副学長、教務部長、学生部長、学部長、大学院長、法科大学院長、専門職大学院長、図書館長、和泉委員会委員長及び学長室専門員長のうちから学長が指名する者 2名以内
 - (3) 明治大学における研究費の適正管理に関する規程第7条第2項に規定する機関管理責任者（研究企画推進本部長、研究活用知財本部長、社会科学研究所長、人文科学研究所長及び科学技術研究所長）、研究企画推進副本部長及び研究活用知財副本部長のうちから学長が指名する者 1名

- (4) 学長が指名する専任教員 1名
(5) 調査事項に関する学内外の専門家のうちから学長が指名する者 5名以内

3 通報者及び被通報者と利害関係を有する者は、委員となることができない。

4 調査委員会に委員長1名を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した順位により、他の委員がその職務を代行する。

7 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(本調査の実施)

第9条 調査委員会は、通報者等からの事情聴取等に基づき、被通報者にかかわる研究活動の不正行為の有無について調査及び認定を行う。

2 調査委員会は、本調査の実施に当たって、通報者等に対し、関係資料の提出等必要な協力を求めることができる。

3 前項の規定により協力を求められた通報者等は、本調査の実施に当たって、積極的かつ誠実に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

4 調査委員会は、証拠となる関係資料等を保全するとともに、被通報者に対し、当該調査にかかわる関係者との接触の禁止、保全を必要とする場所への立入禁止等必要な措置を求めることができる。

5 調査委員会は、前項の措置を求める場合には、被通報者以外の研究者の研究活動及び本大学の管理運営にかかわる業務に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(本調査における一時的措置)

第10条 学長は、被通報者に対し、本調査の実施決定日から調査委員会による当該調査結果の報告を受けるまでの間、通報等のあった研究にかかわる研究費の支出を停止することができる。

2 学長は、本調査の結果、研究活動の不正行為が行われなかったと判断したときは、前項の規定による研究費の支出停止措置を直ちに解除するものとする。

(弁明)

第 1 1 条 調査委員会は、本調査の実施に当たって、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、通報等が悪意に基づく虚偽の通報等に該当するか否かの認定に当たって、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告・通知)

第 1 2 条 委員長は、本調査の終了後、当該調査結果の報告書を作成し、直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告書を提出されたときは、理事会にこれを報告するとともに、当該調査結果を通報者及び被通報者に通知しなければならない。

(不服申立て)

第 1 3 条 調査委員会が認定した調査結果について不服がある場合には、通報者又は被通報者は、前条第 2 項の規定による通知を受けた日から 1 4 日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。

2 学長は、前項の規定による申立てがあったときは、当該申立ての内容を精査し、必要に応じて、調査委員会に対し、再調査を命じるものとする。

3 前条の規定は、前項の再調査について準用する。

(調査内容等の公表)

第 1 4 条 学長は、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、当該調査内容等を速やかに公表しなければならない。

(不正行為の処分手続)

第 1 5 条 学長は、被通報者が本大学の教員、学校法人明治大学（以下「法人」という。）が設置する学校の教諭又は法人の職員である場合で、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、明治大学学部教授会規程、学校法人明治大学教職員就業規則等校規に基づき必要な手続を経た上で、理事会に対し必要な処分を申請するものとする。

2 学長は、被通報者が在学生の場合で、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、明治大学学則、明治大学大学院学則、明治大学法科大学院学則又は明治大学専門職大学院学則等校規に基づき、在籍する学部教授会、大学院委員会又は研究科教授会の議を経て、処分を行う。

(是正措置)

第 1 6 条 学長は、本調査の結果に基づき、研究活動の不正行為が行われたと判断したときは、速やかに再発防止のために必要な是正措置を講じなければならない。

(通報者等の保護)

第17条 本大学の構成員は、通報が悪意に基づく虚偽の通報等であると認定した場合を除き、通報者に対し、通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 本大学の構成員は、被通報者に対し、当該通報等にかかわる事項以外のことについて、不利益な取扱いをしてはならない。

3 本大学の構成員は、予備調査、本調査等への協力をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第18条 この規程にかかわる業務に従事している者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、規程の運用に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、研究推進部が行う。

(規程の改廃)

第21条 この規程を改廃するときは、倫理審査委員会の議を経なければならない。

附 則 (2007年度規程第42号)

この規程は、2007年(平成19年)11月8日から施行する。

(通達第1607号)

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2014年度規程第33号)

(施行期日)

1 この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1号及び第5号の規定は、施行日以降に行われた通報等及び研究活動において適用し、施行日の前日までに行われた通報等及び研究活動については、なお従前の例による。

(通達第2324号)(注 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに対応するための責任体制の整備並びに手続等の変更に伴う改正)

【基礎となる学部(博士前期課程)との関係図】

(資料6)

理工学研究科情報科学専攻 博士後期課程 2017年度～

専門性を高め、独創的・先端的な研究開発を行う能力を獲得させる。時代の先端を切り拓く情報科学の先端的な研究者の育成を目的として、各専門分野の先端的な研究を遂行させ、問題解決能力だけでなく、問題発見能力を獲得させる。また、国際会議などでの研究発表を通じて国際的に通用する力を獲得させる。

情報ハードウェア分野

情報ソフトウェア分野

広域情報科学分野

情報基礎分野



理工学研究科情報科学専攻 博士前期課程 2017年度～

専門性を高め、独創的・先端的な研究を行う基礎的な能力を獲得させる。時代の先端を切り拓く情報科学の先端的な技術者(高度専門職業人)の育成を目的として、各専門分野の専門的な内容を学ばせる。各学生は、下記の4分野のうちの1つを主要な研究分野とし、研究テーマを指導教員の指導のもと研究を通じて問題解決能力を獲得する。また、主要な研究分野以外のそれぞれの基本的な内容を学ぶことを指導している。

情報ハードウェア分野

情報ソフトウェア分野

広域情報科学分野

情報基礎分野



理工学部 情報科学科 1989年度～

情報科学科では、1年生2年生で理工系としての基礎をなす数学、物理、化学と英語を学ぶ。それとともに、異文化を知る意味で第2外国語も学ぶ。これらと同時に情報科学の基礎として、情報の基礎的な分野である情報理論、離散数学を、ハードウェア分野の基礎としてはスイッチング理論と論理設計などを中心に学び、ハードウェア実習で実践的な基礎力をつける。ソフトウェア分野の基礎としては、プログラミング言語であるCとJava、データ構造とアルゴリズム、ネットワークの基礎などを実習を行いながら実践的な力をつける。3年生では、1・2年生で学んだ基礎的な力をもとにこれらの応用である境界領域も含んだ知能科学、ソフトウェア工学、データベース、セキュリティ、画像処理、組込みシステムなどを講義と実習とで学ぶ。4年生では、引き続きより専門に近い部分を学びつつ、4年間の総仕上げとして卒業研究に取り組み、発表能力、答えのないものにチャレンジする力などを育む。